

目 次

| | | | |
|---------|-------|-------|----|
| ・ 市民環境部 | 市民交流課 | | 2 |
| ・ 総務部 | 税務課 | | 4 |
| ・ 市民環境部 | 生活環境課 | | 5 |
| ・ 福祉保健部 | こども課 | | 10 |
| ・ 産業活力部 | 産業支援課 | | 14 |
| ・ // | 観光交流課 | | 16 |
| ・ // | 農林水産課 | | 20 |
| ・ 建設部 | 建設課 | | 22 |
| ・ 教育委員会 | 教育総務課 | | 24 |
| ・ // | 学校教育課 | | 27 |
| ・ // | 生涯学習課 | | 29 |

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|--|--|
| <p>【改善・検討事項】</p> <p>(3) 補助金の額の確定について</p> <p>ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの</p> <p>① 剰余金の戻入について</p> <p>補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。</p> <p>しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。</p> <p>剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。</p> <p>また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の過次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。</p> <p>しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。</p> <p>次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。</p> <p>よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。</p> <p>また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努め</p> | <p>No.8 【川之江国際交流協会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、平成 22 年度中に他の収入の優先的充当及び次年度事業への充当についての精査を行い、検討した上で戻入金額を決定し戻入いたしました。</p> <p>【措置済】</p> <p>No.9 【四国中央市国際交流協会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、平成 23 年度より、「中学生海外派遣事業」に対する補助のみとなりました。この補助金については、四国中央市国際交流事業補助金要綱に基づき余剰金を精査し戻入いたしております。</p> <p>【措置済】</p> |

られたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について

イ 団体の統合を検討する必要があるもの

補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考える。

よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。

No.8【川之江国際交流協会補助金】

No.9【四国中央市国際交流協会補助金】

ご指摘の事項につきましては、平成25年8月7日に川之江国際交流協会が解散いたしました。

【措置済】

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|--|---|
| <p>【改善・検討事項】</p> <p>(3) 補助金の額の確定について</p> <p>イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの 交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。</p> <p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。</p> | <p>No.12 【納税貯蓄組合補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、「四国中央市納税貯蓄組合補助金交付要綱」の別表（第4条関係）の交付基準をさらに対象外事務費及びその限度額として明確にし、厳正に精査をした結果、交付団体の縮小及び補助金の節減を図りました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> |

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|--|---|
| <p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>ア 要綱制定が必要なもの</p> <p>地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。</p> <p>しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。</p> <p>よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市</p> | <p>No.13 【交通安全協会川之江地区連合会補助金】 No.14 【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】 No.15 【土居交通安全協会補助金】 平成 23 年度を最終に廃止いたしました。 【措置済】</p> <p>No.16 【交通安全母の会補助金】 ご指摘の事項につきましては、22 年度中に要綱を制定し、平成 23 年 1 月 25 日に施行いたしました。 【措置済】</p> <p>No.13 【交通安全協会川之江地区連合会補助金】 No.14 【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】 No.15 【土居交通安全協会補助金】 平成 23 年度を最終に廃止いたしました。 【措置済】</p> <p>No.16 【交通安全母の会補助金】 ご指摘の事項につきましては、補助金が分配された団体の収支報告書及び領収書の提出等により使途や実績の確認を行い、要綱にも補助対象経費を明確に記載いたしました。 【措置済】</p> |

において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると思う。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。

本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで使途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の使途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

ウ 団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの

交付対象団体に補助金以外の収入がある場合は、補助対象経費に対する充当順位として先ず補助金以外の収入をもって可能な範囲で充当し、不足分について補助金分を充当する方法を基本とすべきであると思う。これは、補助金の既

No.13 【交通安全協会川之江地区連合会補助金】

No.14 【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】

平成23年度を最終に廃止いたしました。

【措置済】

No.13 【交通安全協会川之江地区連合会補助金】

No.14 【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】

No.15 【土居交通安全協会補助金】

平成23年度を最終に廃止いたしました。

【措置済】

得権益化・依存傾向にある団体に対し、自立化を促進するための意識改革の必要性が補助金行政に問われ、マンネリ化した補助金行政の特定団体への視点から広く市民全体に対する責任ある視点へのシフトチェンジが問われる時代であることを強く認識しなければならない。更に、公益上必要な補助金は公平性・効率性において適正に執行されるべきであり、社会情勢の変化や時代の変遷への対応能力を持ち、市民のニーズに的確に答えることができるぶれのない行政スタンスでなければならない。

つまり、会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等の収入がある場合には、市の補助金よりも優先して団体の自主財源を事業に充当可能なものはないか、また繰越金が発生していないか等を、交付対象団体の全体の経理から確認することが望ましい。

しかし、交付対象団体の運営費又は事業費の一部に対する経費を補助対象とする場合で、提出された収支決算書に団体や事業全体の経理状況ではなく、補助対象経費分のみの決算によって実績報告がなされているものが見受けられた。

よって、補助対象経費の収支とともに運営又は事業全体の収支決算書を併せて求めた上で、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされた収支決算書の提出を求められたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助

No.13 【交通安全協会川之江地区連合会補助金】

No.14 【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】

No.15 【土居交通安全協会補助金】

平成23年度を最終に廃止いたしました。

【措置済】

No.16 【交通安全母の会補助金】

ご指摘の事項につきましては、補助金が分配された団体の収支報告書及び領収書の提出等により剰余金の精査を行いました。

【措置済】

金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2) 団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの

交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価(平成19年度実施事業分)事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。

No.24【環境保全協議会補助金】

ご指摘の事項につきましては、補助金額の節減を検討が必要であると考えますが、クリーンセンター建設時に地元自治会との協定に基づくもので、合併後20%の削減を実施していますので、これ以上の節減は、新施設建設に向けての支障が生じるため難しいと考えられます。

【見解】

よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。

(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について

イ 団体の統合を検討する必要があるもの

補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考える。

よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。

No.13 【交通安全協会川之江地区連合会補助金】

No.14 【伊予三島交通安全連絡協議会補助金】

No.15 【土居交通安全協会補助金】

平成 23 年度を最終に廃止いたしました。

【措置済】

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|---|---|
| <p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの（交付要件、対象経費の費目、算定基準）</p> <p>補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。</p> <p>しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。</p> <p>よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考え、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図られたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外</p> | <p>No.46 【母子寡婦福祉連合会活動費補助金】</p> <p>ご指摘の事項については、対象経費の費目、算定基準の規定が無く、要綱中第 12 条第 1 項が前条と矛盾していました。そのため、現要綱を廃止し、新たな要綱を設置済みです。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.46 【母子寡婦福祉連合会活動費補助金】</p> <p>ご指摘の事業につきましては、補助金の使用使途に不明確な点がありましたので、実績報告書に経費内訳や具体的支出の内容について明記するよう指導いたしております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> |

の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができる。と考える。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然である。と考える。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交

No.45 【3歳児学級活動費補助金】

No.49 【一時保育促進事業補助金】

No.50 【延長保育促進事業補助金】

ご指摘の事業につきましては、補助金の使用用途を裏付ける証拠書類が不明瞭でありましたので、補助金の精算時に実績報告とともに領収書等の添付を義務付け、補助金に関する検査を実施しました。また、内容により領収書の添付ができない場合については、現地調査等により、適切な補助金執行の確認済みです。

今後、証拠書類の確認については、適正に確認しています。

【措置済】

No.46 【母子寡婦福祉連合会活動費補助金】

ご指摘のありました剰余金につきましては、他の収入との優先順位を検討し、会費等で賄える部分以外の必要経費について、補助金を充当するよう改善を図っています。

【措置済】

付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逐次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

(5) 事務処理の適正化について

ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの

補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、

No.45 【3歳児学級活動費補助金】

No.46 【母子寡婦福祉連合会活動費補助金】

ご指摘のありました3歳児学級活動費補助金につきましては、概算払申請書の添付が無かったため、書類の不備を是正しました。

「母子寡婦福祉連合会活動費補助金」については、精算命令書起票日が3月31日であるのに、額確定が4月3日となっており、書類の不備を是正しました。

今後、適正な事務処理に努めています。

これらは執行事務処理における内部統制の機能不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。

【措置済】

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|--|--|
| <p>【改善・検討事項】</p> <p>(3) 補助金の額の確定について</p> <p>ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの</p> <p>① 剰余金の戻入について</p> <p>補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。</p> <p>しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。</p> <p>剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。</p> <p>また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逡次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。</p> <p>しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当すると事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。</p> <p>次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。</p> <p>よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。</p> <p>また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。</p> <p>ただし、交付対象団体の収入状況によっては</p> | <p>No.56 【四国中央地区労働者福祉協議会補助金】</p> <p>No.57 【商工会議所補助金】</p> <p>No.62 【伊予手漉和紙振興会補助金】</p> <p>No.63 【紙まつり補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、各補助金につきまして、収支決算書により資金使途を確認し、概算交付の不用額については戻入するよう対応しております。</p> <p>併せて、実績に基づいた補助金額の精査を行い、必要に応じて減額するなど適切な対応に努めております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> |

剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2) ウ 団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの
交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価(平成19年度実施事業分)事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。
よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。

No.57 【商工会議所補助金】

ご指摘の事項につきましては、繰越金の割合が高い本事業への補助から全額事業へ充当されるようH25年度より予算編成を行い、改善が図られております。

【措置済】

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|--|--|
| <p>【改善・検討事項】 (1) 要綱整備について ア 要綱制定が必要なもの 地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。 しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。 補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。 よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>(2) 実績報告書について イ 団体の下部組織に分配された補助金等の用途や事業実績の確認が必要なもの 交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の用途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。 本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要などころであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、</p> | <p>No.68 【磐座太鼓保存会補助金】 No.69 【みなと祭補助金】 No.71 【コスモス感謝祭補助金】 No.75 【物産協会補助金】 ご指摘の事項につきましては、平成23年3月24日付けで制定、平成23年4月1日から施行済 【措置済】</p> <p>No.72 【太鼓祭り補助金】 ご指摘の事項につきましては、現在、要綱を作成し決裁中。平成26年4月1日から施行予定 【実施中】</p> <p>No.69 【みなと祭補助金】 No.72 【太鼓祭り補助金】 各交付対象団体で作成している会計規則による事業の経費内訳、下部組織等の用途明細、証拠書類等具体的に事業内容がわかるような実績報告書の提出を求めている。 【措置済】</p> |

その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで用途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の用途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金用途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の過次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

No.68 【磐座太鼓保存会補助金】

No.69 【みなと祭補助金】

No.70 【湖水まつり補助金】

No.72 【太鼓祭り補助金】

No.74 【あじさい園管理費補助金】

補助金の用途を明確化し、剰余金については、他の収入の優先的充当を実施し、剰余金精査を的確に実施している。

【措置済】

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

② 剰余金の基金への充当について

「(1)イ要綱を充実させる必要があるもの(交付要件、対象経費の費目、算定基準)」で述べたとおり補助金交付要綱における対象経費の規定が曖昧であることから、対象経費の範囲を拡大解釈し剰余金の経理として交付対象団体が設ける基金等に積立金として補助金が充当されているものが見受けられた。

しかし、その基金等の目的・内容は交付対象団体の緊急安定的なプール金や、数年後に予定される事業に係る資金の積立金等であり、補助金以外の収入により充当された基金は別として、本来公益上の必要性があるのであれば、別事業として市の直接事業又は補助事業として執行すべきかどうか検討された上で予算化されるべきものである。

よって、補助金分に係る剰余金の基金等への充当は、使途の公益性及び公平性に関して不透明性を招く要因ともなることから、会計年度独立の原則をクリアした補助対象事業として認定できるかどうかを厳密に検討されたい。

イ 補助金額の節減を検討する必要があるもの
交付対象団体の経理における収入形態の如何を問わず、繰越金額が補助金額とほぼ同額かそれ以上の補助金については、補助金額の節減を

No.68【磐座太鼓保存会補助金】

No.71【コスモス感謝祭補助金】

No.72【太鼓祭り補助金】

補助金の使途を明確化し、剰余金については、他の収入の優先的充当を実施し、剰余金精査を的確に実施している。

【措置済】

No.75【物産協会補助金】

補助金交付要綱を定め、補助対象経費、補助率を明らかにし、会費等、他の収入を優先的に充当し補助金の節減に努めるよう指導し

| | |
|---|---|
| <p>検討すべきである。また、補助金交付要綱で対象経費が曖昧なため、社会情勢の変化に対応できていないことと併せて社会通念上疑念を抱かれる飲食代や慣例化した研修旅行費等への充当が見受けられた。また、納税貯蓄組合補助金については四国中央市平成20年度実施行政評価（平成19年度実施事業分）事務事業評価結果総合評価では今後縮小の方向性が示されている。</p> <p>よって、交付対象団体に対し経費節減の努力を促し、社会通念上の許容範囲を見極める客観性の育成・指導を行いながら補助金額の節減に努められたい。</p> | <p>ている。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> |
|---|---|

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|---|--|
| <p>【改善・検討事項】 (2) 実績報告書について ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの 実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。 しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。 補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると思う。 よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。</p> <p>イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの 交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。 本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第 17 条第 1 項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された</p> | <p>No.99 【土地改良事業推進補助金】 No.108 【土居漁業協同組合補助金】 No.109 【漁場環境整備事業補助金】 No.110 【中間育成事業補助金】 No.111 【内水面稚魚放流事業補助金】 No.112 【魚まつり補助金】 No.113 【川之江漁協水産まつり補助金】 補助金の精算時に実績報告書を添付しているが、経費内訳等の内容について具現化するように、補助金交付団体等に改善を求め、平成 23 年度分の実績報告書より是正しております。 【措置済】</p> <p>No.99 【土地改良事業推進補助金】（三島土地改良区、土居土地改良区） ご指摘の補助金は、農道と水路の権原は市にあるが、管理は土地改良区でして頂いているので、その維持管理を含めた事務運営費として補助をしているものであり、下部組織に分配する補助金ではありません。 【見解】</p> |

補助金の末端まで使途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の使途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

エ 証拠書類の確認が必要なもの

補助金の交付が確定交付又は概算交付を問わず、その事業についての対象経費等が明らかにされ、更に補助金の使途が明確で算出基準に沿った収支決算書が提出されていても、実績報告書に基づいて補助金の額の決定を行うための執行事務を適正なものにするためには、その使途の正当性を証明する証拠書類（支出伺書、請求書、納品書、領収書、預金通帳、総勘定元帳等）の確認・審査が必要であることは当然であると考えます。

しかし、証拠書類の確認がなされたかどうか不明なものが多数見受けられた。

よって、本来であれば原本等による確認が必要であるが、少なくとも日付、正当な債務・債権者名、金額・内訳等が明記された領収書又は契約書等のコピーでの提出を収支決算書と併せて受け、適正に確認されたい。

(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について

イ 団体の統合を検討する必要があるもの

補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考えます。

よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。

No.108 【土居漁業協同組合補助金】

No.109 【漁場環境整備事業補助金】

No.110 【中間育成事業補助金】

No.111 【内水面稚魚放流事業補助金】

No.112 【魚まつり補助金】

No.113 【川之江漁協水産まつり補助金】

領収書等の添付を義務付け補助金に関する検査を実施し、事業の性格上、領収書等の添付ができない場合等については当課において現地調査等により確認し、平成23年度分の実績報告書より是正しております。

【措置済】

No.99 【土地改良事業推進補助金】

ご指摘の団体統合は、三島土地改良区が平成17年度に5つの改良区が1つに統合、土居町土地改良区が平成18年度に10の改良区が1つに統合しており、これ以上の統合は地域性より現時点では、難しいと思われる。

【見解】

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|--|---|
| <p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>ア 要綱制定が必要なもの</p> <p>地方自治体における補助金支出根拠は、地方自治法、地方自治法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものに関してはそれぞれの補助金交付要綱等により、又それ以外の市単独補助金に関しては四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。更に、各補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定められた根拠規定である要綱（一部規則等）により適正に執行されるものである。</p> <p>しかし、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続における審査基準となるものであるが、各補助事業ごとの要綱が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>補助金交付要綱等を定めることにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準が明確化されるとともに補助事業の適正化が図られるものである。また市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。</p> <p>よって、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の要件を満たす要綱を制定されたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市</p> | <p>No.116 【ラブリバー推進協議会補助金】</p> <p>補助金自体の見直しを検討中ですので要綱の作成は未定です。</p> <p style="text-align: right;">【未措置】</p> <p>No.116 【ラブリバー推進協議会補助金】</p> <p>ご指摘の事項につきましては、補助金が分配された団体の収支報告書及び領収書の提出等により、使途や実績の確認を行っております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> |

において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると思う。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|---|---|
| <p>【改善・検討事項】 (2) 実績報告書について ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの 実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。 しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金使途の所在が不明確なものが見受けられた。 補助金の適切な使途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び使途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると考える。 よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。</p> <p>ウ 団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの 交付対象団体に補助金以外の収入がある場合は、補助対象経費に対する充当順位として先ず補助金以外の収入をもって可能な範囲で充当し、不足分について補助金分を充当する方法を基本とすべきであると考え。これは、補助金の既得権益化・依存傾向にある団体に対し、自立化を促進するための意識改革の必要性が補助金行政に問われ、マンネリ化した補助金行政の特定団体への視点から広く市民全体に対する責任ある視点へのシフトチェンジが問われる時代であることを強く認識しなければならない。更に、公益上必要な補助金は公平性・効率性において適正に執行されるべきであり、社会情勢の変化や時代の変遷への対応能力を持ち、市民のニーズに的確に答えることができるぶれのない行政</p> | <p>No.122 【高校定時制補助金】 補助対象の各支出について、（競争）見積書・請求書・支出が分かる書類の写し等の提出を求め、具体的な内容を把握しています。 【措置済】</p> <p>No.122 【高校定時制補助金】 経費・費目別の支出内訳や具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求め、補助金使途の所在を明確にするよう努め、事業全体の経理状況を確認し、補助金交付の必要性について精査に努めています。 【措置済】</p> |

スタンスでなければならない。

つまり、会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等の収入がある場合には、市の補助金よりも優先して団体の自主財源を事業に充当可能なものはないか、また繰越金が発生していないか等を、交付対象団体の全体の経理から確認することが望ましい。

しかし、交付対象団体の運営費又は事業費の一部に対する経費を補助対象とする場合で、提出された収支決算書に団体や事業全体の経理状況ではなく、補助対象経費分のみの決算によって実績報告がなされているものが見受けられた。

よって、補助対象経費の収支とともに運営又は事業全体の収支決算書を併せて求めた上で、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされた収支決算書の提出を求められたい。

(4) 同一事業に対する複数交付団体への補助金について

イ 団体の統合を検討する必要があるもの

補助金執行に関し効率性の観点から常に問題になるのは、同事業による旧自治体から継続する各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考ええる。

よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。

(5) 事務処理の適正化について

ア 適正な事務手続きに努める必要があるもの

補助金執行事務の書類において初歩的な誤りや不備があるものが見受けられた。事務処理に関しては、四国中央市補助金等交付規則により交付手続及び予算執行の適正基準が定められている。具体的には補助金交付申請書、請求書等の日付、金額の記載がないもの又は申請者名に不備があるもの、概算払での交付であるが、概算払申請書がないもの、確定交付指令書の日付が実績報告書の前になっているもの等であるが、これらは執行事務処理における内部統制の機能

No.121 【奨学会補助金】

両財団の公益財団法人化を期に平成24年度補助を廃しました。

【措置済】

No.122 【高校定時制補助金】

No.127 【自転車購入費補助金】

交付要綱に従い、適正な事務処理に努めています。

【措置済】

不全が窺われるので、所管においては交付規則に従って適正な事務処理に鋭意努められたい。

る各団体に対する執行のあり方である。これは、各団体相互の問題ではあるが組織の統合による効率性のアップを最大限発揮することにより、補助金の公平性はもとより経済性、効率性及び有効性が促進されることは勿論のことであると考える。

よって、四国中央市合併6年を経過しようとする中で各団体の組織機構改革の機運が希薄化しつつある現在、同事業の各団体に統合の機運を維持・促進するため助言・指導に一層努められたい。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の逡次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められがたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託金等により経理されている場合は、「(2)ウ団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。

| 指摘事項等 | 措置内容又は措置方針 |
|--|--|
| <p>【改善・検討事項】</p> <p>(1) 要綱整備について</p> <p>イ 要綱を充実させる必要があるもの(交付要件、対象経費の費目、算定基準)</p> <p>補助金は一般的に特定の用途に使用される役務提供を伴わない一方的な給付金であるから、特定の用途以外の使用は認められないのが大原則である。補助金の用途を特定する方法としては、公益性、目的、内容及び費用対効果などの観点に基づき総合的な判断により、必要かつ適正な経費を規定することが必要である。</p> <p>しかし、要綱は制定されているものの、補助金の交付要件、対象経費の費目、算定基準に関する事項が定められていないものが多数見受けられた。</p> <p>これらの重要事項の定めがなければ、補助金そのものが曖昧模糊となり、所管の交付決定行為等において判断基準の不存在から恣意的判断に陥り適正を欠いてしまう可能性が生じる。また交付対象団体においても曖昧さ故に誤った解釈に陥り結果的に不正受給の要因ともなりかねない。</p> <p>よって、補助金の適正な執行を市民に担保するためには、これらの重要事項を明確に規定することが必要条件であると考え、各所管においては四国中央市補助金等交付規則による交付手続及び予算執行の適正基準と上記の趣旨に沿って要綱の充実を図りたい。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>ア 事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの</p> <p>実績報告書が交付対象団体から提出されることにより、補助金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。</p> <p>しかし、この実績報告書による収支決算書に支出経費の概括的な記載しかなく、補助金用途の所在が不明確なものが見受けられた。</p> <p>補助金の適切な用途を確認・審査するためには、例えば消耗品費や印刷製本費等の費目別の記載により、その内訳において具体的な実績内容及び用途金額の単価、件数等の明細まで明示されることが必要と考える。また、四国中央市において補助事業の大多数を占める補助金以外</p> | <p>No.141 【青年団補助金】</p> <p>青年団の活動の縮小のため補助金支出の見込みはありません。なお、平成25年2月に青年団の状況について代表者に活動状況を聞き取りいたしましたところ、総会の開催や、名簿の整備などもされておらず活動実態がないことを確認いたしました。</p> <p>今後活動が活発化した際、補助金の必要性の有無を含め、新たな要綱に当該項目を追加する等対応を検討いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>No.143 【体育協会補助金】</p> <p>No.145 【スポーツ少年団補助金】</p> <p>平成23年4月1日より新要綱にて施行</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p> <p>No.137 【PTA連合会補助金】</p> <p>No.138 【婦人会補助金】</p> <p>No.139 【愛護班連絡協議会補助金】</p> <p>実績報告書に経費や費目別の内訳明細などの具体的な事業内容についての記載が不十分であり、また、下部組織へ助成金、分配金などとして充当された補助金の用途や事業実績確認が必要とのご指摘につきましては、新要綱に基づき交付対象団体に対して指導を行い、交付対象団体のみならず下部組織についても補助金の用途を明確にさせ、執行状況の透明性を図って参りたい。</p> <p style="text-align: right;">【実施中】</p> |

の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において更に補助金充当分の金額仕分けがなされることにより、補助金使途の所在を明確にすることができると考える。

よって、補助金使途の所在を明確にすることは、市民への誤解のない分かりやすい情報公開が可能となり、行政に対する不信感の払拭に資することから、経費、費目別の内訳明細や件数、人数等の具体的な事業内容が明らかな実績報告書の提出を求められたい。

イ 団体の下部組織に分配された補助金等の使途や事業実績の確認が必要なもの

交付対象団体の中には、その下部組織に対し助成金又は分配金等を支出している場合があるが、実績報告書の収支決算書において総額としての金額記載や概略的な事業報告に留まり、補助金の使途や事業実績を明確に検証する上で下部組織の経理及び事業内容等が不明瞭なものが大多数見受けられた。

本来であれば、所管において四国中央市補助金等交付規則第17条第1項の規定及び各補助金交付要綱の規定に従って実地検査が必要なところであるが、少なくとも交付対象団体が自らの責任として下部組織の事業実績の提出を受け、その経理及び事業内容等の的確な把握に努めるよう行政が指導することにより、不適切な補助金受給の防止に寄与するとともに、充当された補助金の末端まで使途を明確化し、適正な補助金の執行を市民に担保することになると考える。

よって、下部組織に対する助成金又は分配金等として充当された補助金の使途や事業実績内容の報告書を交付対象団体の実績報告書と併せて提出することを求められたい。

ただし、上記「ア事業の経費内訳や具体的事業内容の明記が必要なもの」の趣旨によって補助金使途の仕分けがなされ、補助金以外の収入をもって下部組織への助成金又は分配金等に充てる場合は除く。

No.141 【青年団補助金】

青年団の活動の縮小のため補助金支出の見込みなし。今後活動が活発化した際に指摘事項について新要綱に照らし適切に処理してまいります。

【措置済】

No.142 【ふるさとづくり推進事業補助金】

実績報告書に経費や費目別の内訳明細などの具体的な事業内容についての記載が不十分であり、交付団体により詳細な記載を求めるとともに、実施報告書の提出後、各公民館にて実地検査を行うなど状況の改善を図りました。今後も要綱に基づき執行状況の透明化を図って参ります。

【実施中】

No.138 【婦人会補助金】

No.139 【愛護班連絡協議会補助金】

実績報告書に経費や費目別の内訳明細などの具体的な事業内容についての記載が不十分であり、また、下部組織へ助成金、分配金などとして充当された補助金の使途や事業実績確認が必要とのご指摘につきましては、新要綱に基づき交付対象団体に対して指導を行い、交付対象団体のみならず下部組織についても補助金の使途を明確にさせ、執行状況の透明性を図って参りたい。

【実施中】

No.143 【体育協会補助金】

下部組織へ育成助成金、大会助成などとして充当された補助金の使途や事業実績確認が必要とのご指摘につきましては、交付対象団体に対して指導を行い、交付対象団体のみならず下部組織についても補助金の使途を明確にさせ、更なる執行状況の透明性を図って参りたい。

加入団体へのヒアリング並びに事業報告書の提出を求め、使途の明確化、事業内容の確認を行っている。

【措置済】

(3) 補助金の額の確定について

ア 剰余金の繰越しについて精査が必要なもの

① 剰余金の戻入について

補助金の支出に関しては当然会計年度独立の原則が適用される。地方自治法施行令第143条第1項第4号の規定により、交付対象団体の事業の完了後支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は原則当該年度のみである。

しかし、運営費的又は事業費的補助金を問わず交付対象団体の収支決算書において、当該年度に剰余金が発生したにもかかわらず、精算行為を行わず次年度会計に繰越して経理されているものが多数見受けられた。また、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金額を遥かに超えるものも見受けられた。

剰余金の精査が的確に実行されなければ、交付対象団体の会計年度独立の原則に反した補助金依存傾向は解消されず漫然とした補助金交付行政の弊害を助長するものとなり、団体の自立化への妨げにもなりかねない。社会情勢の変化や財政健全化の観点からも団体の創意・工夫による自立化促進への助言・指導が市民の負託に答える責任として行政に問われるところである。

また、会計年度独立の原則の例外としては、継続費の通次繰越、繰越明許費及び事故繰越の三つがある。当該年度の補助金の剰余金を繰越すことが必要な事由は、この三つの場合に該当するか否かで判断されるべきである。

しかし、交付対象団体において次年度事業の経費に充当するとの事由により剰余金を繰越金として経理しているものが多数見受けられた。

次年度当初等に予定される事業経費に充当するため繰越金として経理することは、正当な補助金の充当とは判断しがたく地方自治法上認められたいと解釈される。

よって、補助金の剰余金は当該会計年度において精算行為により戻入されたい。

また、新年度当初等に予定される事業においては一連の補助金交付手続事務の迅速化を図り、年度当初の概算交付により対応されるよう努められたい。

ただし、交付対象団体の収入状況によっては剰余金の戻入金額決定に差異が生じると考える。全額補助金で経理されている場合は剰余金の全額となるのは当然である。また、補助金以外に会費収入、事業収入、他の助成金及び事業委託

No.137 【PTA連合会補助金】

補助金の充当する事業を明確化するなど団体と協議を重ねてまいります。

また、該当事業の剰余金については、適切に処理してまいります。

No.138 【婦人会補助金】

No.140 【ボーイスカウト補助金】

No.143 【体育協会補助金】

他の収入の優先的充当について精査の検討を要するのご指摘につきましては、新要綱に照らし補助金が充当される対象経費に補助金以外の収入が優先的に充当できるかどうか十分に検討を行って参りたい。

【実施中】

No.139 【愛護班連絡協議会補助金】

他の収入の優先的充当について精査の検討を要するのご指摘につきましては、新要綱に照らし、補助金が充当される対象経費に補助金以外の収入が優先的に充当できるかどうか十分に検討を行って参りたい。

また、剰余金の繰越しについては、予算の確定が定期総会での承認を必要とすることから、年度末精算、年度当初の概算交付では、運営が困難である。必要経費を精査し残額について返納するよう交付対象団体に対して指導して参りたい。

【実施中】

No.145 【スポーツ少年団補助金】

他の収入の優先的充当について精査の検討を要するのご指摘につきましては、新要綱に照らし、補助金が充当される対象経費に補助金以外の収入が優先的に充当できるかどうか十分に検討を行って参りたい。

また、剰余金の繰越しについては、予算の確定が定期総会での承認を必要とすることから、年度末清算、年度当初の概算交付では、運営が困難な状況であることから今後運営方法など十分に検討を行って参りたい。

補助金交付手続事務の迅速化を図り、平成25年度事業分より新年度への繰越しはしないよう指導した。

【措置済】

| | |
|---|--|
| <p>金等により経理されている場合は、「(2) 団体や事業全体に係る収支報告が必要なもの」の趣旨により原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうかを十分検討された上で剰余金を精査し、戻入金額を決定されたい。</p> | |
|---|--|